大 平

宏

龍

目次

一、問題の所在

二、一見不可解な表現

四、要法の経文 三、五字と七字

Ŧį, 本門流通正意

六 結語

問題の所在

ることは周知の事実であろう。『観心本尊抄』(以下、『本尊抄』)中の「本門肝心於南無妙法蓮華経五字」は、そ 日蓮遺文中には妙法蓮華経の五字、あるいは南無妙法蓮華経の七字について、一見不可解ともとれる表現があ

桂林学叢 第三十三号 令和五年

-1-

えるなかで、実はまだ注意されていない一、二の点があるのではないか。拙稿ではその事を指摘し、その解釈に の代表的一例である。これをどう訓み下すかを含めて、日蓮聖人(以下、聖人)の五字・七字に対する見方を考 ついての私見を記して大方の御批判を仰ぎたく考える次第である。

これについては、先学の論及がある。五字と七字については『日連聖人遺文辞典 教学篇』には共に立項があ

り、まず五字については、

仏種などと表現している。 釈尊の久遠の因果である。要法とは釈尊の一代聖教を集約した肝要の法で(阿蟾)五字は究極的には末法 を利益する題目南無妙法蓮華経の五字七字をいい、日蓮はこれを教学的観点から、要法、釈尊の因果、 五字は、釈尊が法華経の虚空会において上行菩薩等の本化地涌菩薩に別付属された要法であり、その本質は

とあり、 また七字については

したがって七字は南無妙法蓮華経と唱えて題目五字を受持することをいう。 妙法蓮華経の五字は釈尊の因果であり、これを受持することが南無妙法蓮華経の七字であることがわかる。

等と説明されている。一般的理解はこのような所と思われるが、補足すべき点もあると思われ、五字、

見不可解な用例についてもふれていない。

株橋日涌『観心本尊鈔講義』では五字と七字について、

両者の相違をいはば祖意を推意するに、一経の題目・一部の教法とするときは妙法蓮華経であり、之を釈尊 れを以て表現しようとその字数に関係なく同一の題目である。ただこの題目を五字七字・七字五字等と表現 末代行者の行法として信行するときは南無妙法蓮華経というのである。されば宗祖においては

するところに題目たるの意義があり、宗祖唱題を主張するの本懐が存するのである。それは法華経の題目は (門 略) 能開要法の総名、即ち本門の名体宗用教の五重玄を具足し、万法万行万善の功徳を総在する名字の

教・語言の教であることを意味するのである。

学の根本を総名とみることが最も重要なことであり、それ故に教即観、復即教であるとされているのである。 等とあり、『報恩抄』『四信五品鈔』も引用して、聖人の結論が名言の教の信行であるとされている。即ち日蓮教 点が言及されていないように思われる。然し、それは等閑視できないことではないであろうか。 聖人はそれを明確に区別した上で法華経本門の真意を述べられた事が先述の表現となったのではないか、という 扨て、先学諸氏の解説では、当然のこと、五字と七字の語義の相違は述べられている。これについて私見では、

二、一見不可解な表現

周知のことではあるが、拙稿で問題とする以上、一見不可解な表現とみられるところをあげておきたい。それ

は『本尊抄』においては

ヤ、但地涌千界ヲ召シテ八品ヲ説テ之ヲ付属シタマフ。(筆者注、傍線は筆者による。以下同じ) 此本門、肝心南無妙法蓮華経、五字ニ於テハ仏猶ホ文殊薬王等ニモ之ヲ付属シタマハズ、何ニ況ヤ其ノ已下ヲ

但ダ理具ヲ論ジテ事行ノ南無妙法蓮華経ノ五字並ニ本門ノ本尊未ダ広ク之ヲ行ゼズ。

の箇所がある。

また「法華行者値難事」では

「本門肝心於南無妙法蓮華経五字」私考(大平宏龍)

「本門肝心於南無妙法蓮華経五字」私考(大平宏龍)

本門ノ本尊ト四菩薩ト戒壇ト南無妙法蓮華経ノ五字ト之ヲ残シタマフ。

とある。『高橋入道殿御返事』では

上行菩薩の御かびをかほりて法華経の題目南無妙法蓮華経の五字計『を一切衆生にさづけば 後引 明 略者^{[0}

とあり、また「下山御消息」では、

地涌の大菩薩、末法の初に出現せさせ給"て、本門寿景品の肝心たる南無妙法蓮華経の五字を、 一切衆生に唱、させ給。べき先序のため也。 一関浮提の

実には釈迦・多宝・十方諸仏、寿量品の肝要たる南無妙法蓮華経の五字を信ぜしめんが為也と(韓元帝)

とある。さらに写本のみの伝来ではあるが、『松野殿後家尼御前御返事』でも

設ひ法華経には値っとも南無妙法蓮華経の五字をとなへがたきに、あひたてまつる事のかたきにたとう。

等がある。

他方で「妙法連華経五字」は用例が多い。なお「妙法連華経ゝ七字」の例はないように思われる。

また「五字・七字」等の例としては、『法華題目鈔』に、

字に限て一日に一遍、一月乃至一年十年一期生の間に只一遍なんど唱^ても、軽重の悪に引ずれずして四悪趣 南無妙法遊華経 問云、法華経の意をもしらず、義理をもあぢはゝずして、只南無妙法蓮華経と計『五字七

におもむかず、ついに不退の位にいたるべしや。答言云っ、しかるべき也。

等とあり、『凍暁八幡抄』に、

がある。加えて、真蹟等はないが、『妙法曼茶羅供養事』には、 只妙法蓮華経の七字五字を日本国の一切衆生の口に入**とはげむ計*也。[6]

仏の印文也の 妙法蓮華経、御本尊供養候。。、、此曼茶羅は文字は五字七字にて候へども三世の諸仏の御師、一切の女人の成

がある。

さらにまた「一大秘法」について見てみると、『曽谷入道殿許御書』では、

物ゾヤ。法華経之中ニモ廣ヲ捨テ略ヲ取リ、略ヲ捨テテ要ヲ取ル。所謂妙法蓮華経之五字、名体宗用教ノ五 尓ノ時ニ大覚世尊寿量品ヲ演説シ、然シテ後ニ十神力ヲ示現シテ四大菩薩ニ付属シタマフ。其所属之法ハ何 重玄也。(吲哚) 此之一大秘法ヲ持シテ本処ニ隠居スル之後、佛滅後正像二千年之間ニ於テ未ダー度モ出現

セズ。所詮仏専ラ末世之時ニ限テ此等,大士ニ付属セシ故也。(空)

とあって、上行付嘱の上で説明されている。これは『法華取要抄』でも

日蓮ハ広略ヲ捨テ肝要ヲ好ム。所謂上行菩薩所伝ノ妙法蓮華経ノ五字也。

とあり、即ち結要付嘱の五字となっている。然し一方で『本尊抄』では、 是好良薬トハ寿量品ノ肝要タル名体宗用教ノ南無妙法蓮華経是也

とされて同じく五重玄に言及された上で、ここでは七字である。然らばやはり五字・七字と表現は異っても、そ れは同じ次元でのみ解すべきであろうか。

来は五字と七字は同じ故にとの解釈であるが、実は後述のように、私見では聖人は五字と七字を区別した上でこ 抄』では「塔中妙法蓮華経」とあるのに、曼荼羅では中尊が「南無妙法蓮華経」となっているのであろうか。従 (喞㎡)表迹仏迹土故也〕が日蓮の曼茶羅本尊の儀軌とされることは周知であろう。それならばなぜ、『本尊 ここでさらに注意しておきたいことは、私見の本尊義は措くとしても、一般に『本尊抄』の「其本尊為体

「本門肝心於南無妙法遊華経五字」私考(大平宏龍

えておられたと理解したい。それについてはまず聖人真蹟の曼荼羅本尊を見ておきたい。 のように図顕されたとみられるのである。そうであるならば、その理由が考えられねばならないであろう。 私見では、聖人はやはり確かに五字と七字の区別を自覚しておられ、それを前程として五字・七字の関係を考

三、五字と七字

に違いのある場合が見られるという点である。 思われるのが、中尊の七字の書き方において、南無の二字と妙法蓮華経の五字の間に、文字の大きさなど明らか ては、既に非常に詳細な観察と、それに対する見解が発表されている。しかし管見に於て誰も言及していないと 即ち『日蓮大聖人御真蹟御本尊集』(以下、「御本尊集」)には一二七幅、『図説日蓮聖人と法華の至宝 曼茶羅本尊』(以下、『至宝』)には、前書以降に確認された六幅が収録されている。この一三三幅の曼茶羅につい 聖人の真蹟と考えられている曼荼羅は、現在の時点では一三三幅について、その影印版を見ることができる。

ている。同二年の三四・三五・三六も南無が小さい。同三年の四一・四五も同様である。 九(記年なし)・三〇、二年の三一・三二は、字の大きさなどで違いが見られる。二九は南無の二字のみ左傾し **『御本尊集』の番号)・一一は、南無と五字との違いがあるように見える。建治年間では、元年(一二七五)の二** まず『御本尊集』で見ると、文永年間ではあまり明確ではないが、文永一一年(一二七四)では一○(以下、

二・六四・六五・六七、三年の七一・八一・八二・八三・九二・九五、五年の一二〇などがやはり南無の二字が 弘安年間では元年(一二七八)の四七・五○・五一・五二(年時削損)・五三・五七、二年の五九・六○・六

小さい。「臨滅度時の御本尊」は八一番であるが、これも顕著である。

『御本尊集』以降に確認された六幅のうちでは、『至宝』七一頁(建治三年)、七七頁(弘安二年)、八四頁

五年)の三幅が、やはり南無が小さい。 が特に小さい場合が注意され、それは一三三幅のうち約四分の一弱の数となる。明確ではないがそれらしいもの 言うまでもなく、中尊は最後の経の字に向うほど字が大きくなる傾向があるが、それを考慮しても南無の二字

いかという疑問も起こるかもしれないし、主観的傾向の強い観察結果だとする批判もあり得るかもしれない。 以上のことは、果たして無視してよいことであろうか。また、それは聖人がたまたまそう書かれただけではな

を含めると、もっと多くなるであろう。

前の顕れは『守護国家論』に題目口唱の文証を妙法蓮華経に求められ、『法華題目抄』では僅か五字七字を唱え 続けられた御生涯であった。妙法蓮華経に南無するとは、全的に法華経に身をまかされることであった故に、そ ることが如何なる意義をもつかを示された所であった。広略要は聖人教学の重要項目であるが、『法華題目鈔』 の御生涯は、南無妙法蓮華経と唱えることの意味・意義を求め続けられたことであったとも想像される。その佐 【諫暁八幡抄】に述懐されるように、建長五年(一二五三)の四月二八日から晩年まで、南無妙法蓮華経と唱え 然し私は、南無と妙法運華経との問題に関しては、これを無視できないことと考える。なぜならば、聖人は

「本門肝心於南無妙法蓮華経五字」私考(大平宏龍

抄』に至って、日連教学の教相の極まりが五字と確立され、それ故に上行付嘱の教義が顕発されて、以後末法下 『本尊抄』の受持観心の三十三字(三十三字自然譲与段とも)となったことは周知のことであろう。従って『本尊 千論(十界互具論)が追求される中で、難問である「己心具釈尊」の理論的解明については、以信代慧により は修行についての広略要である。それが、仏種子と下種の問題を中心に、『開目抄』から『本尊抄』へと一念三

種論が展開される。このため、広略要も『法華取要抄』『曽谷入道殿許御書』では教法の上での議論となり、(②) (②) 字・七字の問題も上行付嘱の上に論じられるに至る。 五

るが、他はすべて『本尊抄』以降に見られる所である。そのことと、曼荼羅本尊の中尊の書かれ方を重ねてみる かれたのであろうと見ることは、あながち主観にすぎる見方とは言えないのではなかろうか。 ならば、七字を唱える理論的根拠としての五字の確信が意識された場合に、南無を小さく妙法蓮華経を大きく書 は『法華題目鈔』のみであり、「妙法蓮華経五字」は文永九年(二二七二)五月二五日の『日妙聖人御書』に出 既に米田淳雄氏の調査結果からも知られるように、聖人が「五字」「七字」等を問題とされた遺文は、佐前で

それならば同じ大きさの場合はどうかということになるが、佐前の場合は別として、これは後述のように五字

と七字の区別は厳然とあるが、最終的には七字に南無する形となると思われるので、その場合であろう。 『新尼御前御返事』には「五字の大曼荼羅」とあり、これはその前に上行付嘱の教義を述べている故に、『『新尼御前御返事』には「五字の大曼荼羅」とあり、これはその前に上行付嘱の教義を述べている故に、『 万字

を特に意識されているのではないであろうか。

聖人が「妙法蓮華経ノ五字」と言われる時、それは明らかに教法の意である。それは前掲の例や、『本尊抄』

タ マ フ³⁶ 釈尊、因行果徳、二法ハ妙法蓮華経、五字二具足ス。 我等此五字ヲ受持スレバ自然ニ彼因果ノ功徳ヲ譲リ与へ

また『四信五品鈔』の、

ニ自然ニ意ニ当タルナリ。 妙法蓮華経ノ五字ハ経文ニ非ズ、其義ニ非ズ、唯一部ノ意耳。初心ノ行者其心ヲ知ラズトモ而モ之ヲ行ズル

理解されるのではないか。この故に、先の「本門肝心南無妙法蓮華経ノ五字」とはまず、「本門肝心」が南無妙 形ではなく、五字を直ちに行法の七字として信行することを説き、それを教えられる経として捉えられていると えられているのである。この意味において、法華経本門は、教法の五字を付嘱するのを、我々が受けて南無する ている。即ち、聖人によれば、諸経教の究まりの五字(教法)は、直ちに口唱信行すべき七字(行法)として提 等をみれば、明らかであるが、それのみでなく、それは直ちに受持、あるいは行ぜられるべきものとして示され

疑"云"、二十八品の中に何か肝心"で。答"云"、或"云"、品々皆事に随"て肝心なり。或'云'方便品・寿量品 肝心なり。或´云´、方便品肝心なり。或´云´、寿量品肝心なり。

法蓮華経の七字であることを示されたと理解される。この意味で「報恩抄」では、

是"《者所聞》法体也等"《。章安天師"云 ?、記者釈 "*曰 ?、蓋 "序王 '者叙"経,玄意,玄意,述,於文心言等 " 。此釈 なり。共証如何。(呵=略) 妙法蓮華経の五字は一部八卷二十八品の肝心にあらずや。(呵=略) 天台大師は如 に文心。者題目は法華経の心也。妙楽大師云?、収舎~一代ノ教法?出シ法華ノ文心号等焉。天竺は七十箇国な 或^云^、開・示・悟・入肝心なり。或^云^、実相肝心なり。問*云^汝が心如何^。答?、南無妙法蓮華経肝心 南無大日真言の用も、観世音菩薩の用も一切の諸仏諸経諸菩薩の用、皆悉?妙法連華経の用に失はる。 |摠名は月氏国。日本は六十筒国、摠名は日本国。(四¹⁸⁸)||南無妙法蓮華経と申せば、南無阿弥陀仏の用

行。題目」との表現となっているのはその強調であると思われる。 り、それを信行することが、具体的に三の正法(三大秘法)として示されているのである。この故に題目が「事 等とあり、このあと、三人秘法に移ってゆく文脈となっているのは、まさしく教相の極まりが五字即ち総名であ

以上、聖人は法華経の経旨が本門の題目(五字=総名)に帰結し、それを直ちに信行する(七字=総名)ことを

「本門肝心於南無妙法蓮華経五字」私考(大平宏龍

もって、本門の肝要としていることが理解されるのではなかろうか。

四、要法の経文

『曽谷入道殿祚御書』の真蹟本では

問"曰"、要法"経文如何。答"曰"、口伝"以"之"伝^^。

と、その理由の説明が単純でない故に、直接教授しようということを意味するものであろうことは既に私見を発 とあるが、この「口伝」の意は、秘密めいた口訣・面授口訣の意味ではなく、引用すべき経文が多岐に亘ること

この「要法」とは、『曽谷入道殿許御書』の冒頭に、

夫レ重病ヲ療治スルニハ良薬ヲ構索シ、逆謗ヲ救助スルニハ<u>要法</u>ニハ如カズ。 ⁽³⁾

とあり、また

まえてのものであり、教法の広・略・要のうち、「要」「肝要」とも表現される。結要付嘱における所属の法は聖 とされていることも先にみた通りである。 人に於ては一往「五字」とされていることは論をまたない。然し、これが、『本尊抄』では「良薬」として七字 ともある故に、「一大秘法」と同じものであることは明らかであろう。これは前掲の如く神力品の結要付嘱をふ 大覚世尊、仏眼ヲ以テ末法ヲ鑒知シ、此逆謗ノ二罪ヲ対治センガ為ニ―大秘法ヲ留メ置キタマフ。 (ロ)

以上のことは、要法・良薬・一大秘法・本門肝心は同じく、五字をうけた七字の信行を意味するものと理解さ

門肝心」の七字を考えねばならぬことを示されていると思われる。 と考えられている。この故に『顕仏未来記』で「彼ゝ二十四字*與:此五字:其語雖ゝ殊其意同之」と言われること れる。それ故「要法の経文」とは、一往は神力品の結要付嘱の文ということになるが、再往はそれを受けて実際れる。それ故「要法の経文」とは、一往は神力品の結要付嘱の文ということに象して。 信因・信果の功徳を明し、不軽品で常不軽菩薩を信行の証人として示し、それらの上で神力・嘱累の付嘱がある 内容と、それが久遠下種以来のものであり、それをもって本仏釈尊が三世益物せられたことを明し、三功徳品で 内容は、涌出品に所付の人である地涌の菩薩を呼び出し、寿最品で能付の本仏釈尊を開顕し、さらに所付の法の を明す経文、即ち本門序正流通(本門八品)が「要法の経文」ということになるのではなかろうか。本門八品の に信行することをも教示する経文ということになる。そうであれば、単に付嘱を明した箇所の文にとどまらず、 は、五字の単なる付嘱のみでは「本門肝心」とならず、不軽菩薩の行儀をも含めて「本門序正流通」の上に「本 末法下機の我々にとっての逆謗療治の良薬そのものをいただくことを意味するわけであるから、結局、上行付嘱

以上のように考えれば、一大秘法も結局は七字ということになり、そうであれば、通常理解されているように、 なお『法華題目鈔』にみえるように陀羅尼品の「受持法華名者福不可景」の文も加えるべきかもしれない。 ⁽³⁾

「三大秘法―行法

__一大秘法—教法 ⑸

る。

という対比も更に考えておく必要がある。それはつまり、法華経という経典をどうみるかに関わることと思われという対比も更に考えておく必要がある。それはつまり、法華経という経典をどうみるかに関わることと思われ

- 11 -

五、本門流通正意

華経観である。そこでは法華経本門の寿量一品二半に極まる正宗正意の法華経観をふまえつつ、末法の為に題目 三段に極まると思われる。そしてそこにみられる結論は、仏滅後末法の為の法華経観、即ち本門流通からみた法 の五字を示される。『本尊抄』では、 聖人のみる仏法等の全体像は、『開目抄』の五重相対をふまえて『本尊抄』の五重三段の第五、 いわゆる法界

付嘱されると考えられている故に、法華経に於ては「本門序正流通倶以末法之初為詮」とされている。これは換付嘱されると考えられている故に、法華経に於ては「本門序正流通倶以末法之初為[8] 字であり、前述の「本門肝心南無妙法蓮華経、五字」に当ることとなる。これが末法下種の種子となるべく上行 真理を明す経としての教えではなく、その上に実践(観心)を共にしようとすすめる経であることを意味する。 言すれば、法華経本門は流通正意とみられているということであろう。流通正意ということは、法華経が、単に 題目であり、一方「此但題目五字」の五字とは、前来からの考察をふまえれば、七字として信行すべき総名の五 とあるが、この場合、一品二半正宗正意の法華経の題目も五字であるが、それはまだ本門の一念三千と同次元の 在世本門末法之初一同純円也。但彼脱此種也。彼一品二半此但題目五字也。

序正ノ二段ハ且ラク之ヲ置ク。流通ノ一段末法ノ明鏡尤モ依用ト為ス叮シ。 ⁽⁸⁾

この点で、聖人が『四信五品鈔』で、

と示し、法華経中の流通分について、

と述べ、「本尊抄」第五三段の流通分で、前述の如く「本門序正流通供以末法之初為詮」等とされたことは、法 此十一品ト五品ト合シテ十六品半、此中ニ末法ニ入テ法華ヲ修行スル相貌分明也。②

華経本門が一向に流通正意であると見られたことを意味するものであろう。それ故に、 舞する内容といえよう。慶林日隆聖人(以下、隆師)によればこれを「本門無教教即観心」と示しているのであ 目を受けて自ら事行することを要請する、そういう内容と考えられる。単的に言えば、流通正意とは、実践を鼓 流通正意とは、 事行の題

しての教法といえ、三大秘法はそれを受けてそのまま信行することである故に、教即観心の行法ということにな このようにみてくると、一大秘法は七字であるが、それを信行観心すべく授与されたという点で、無教の教と

る。

曼荼羅本尊の中尊が『本尊抄』では五字とされながら、実際には七字と図顕されるのも、 同じ理由であると考

六、結語

るのか、その理由を考えてきた。聖人は確かに五字と七字の区別をされながら、五字は直ちに七字として実践さ である。それは又、法体としての五字が総名とされる故に直ちにその信行が七字となり、その意において五字七 れるべきものとされた理由として、本門が流通正意であるという法華経観が考えられるのではないかということ 以上、 複雑なことながら、日連遺文中に、なぜ「本門肝心南無妙法蓮華経五字」の如き一見不可解な表現があ

此本門肝心於南無妙法蓮華経五字(吲哚)但召地涌千界説八品付属之(③

であるが、その理論的根拠としての五字は、ただ地涌千界を召して本門八品において之を付嘱された」の意であ は、「此の本門の最も肝心なことは直ちに実践を鼓舞する経であるということで、それは南無妙法蓮華経の信行

此の本門の肝心である南無妙法遊華経(の信行の根拠である)五字……

I)

強いて訓ずれば

ということであろう。

に南無するということであろう。 かくして、日蓮教学における南無妙法蓮華経とは、その七字を本尊とし、それに帰命することである故、

註

(1) 定置七一三頁

(2)望月歓厚『日蓮教学の研究』(平楽寺書店、一九六六年第三刷)一一三~一一四頁では、「聖人は題目の五字と七 **観について」(『大崎学報』第一四七号、一九九〇年一二月)一~二四頁では詳細な考察があり、部分的表現は賛同さ** 年)一二九頁では、「教には契機として「理」「義」をもつし、法格体とも人格体ともなり得る性格がある。そのため 字の型態を、明確には使い分けていない。(明 略)題目五字が経名若くは理法の五字から、帰依又は修行の南無の二 れる所もあるが、結論として「本門寿量品文底に覚知された教観相即不二の「南無妙法蓮華経」とはまさにこのこと 「五字七字の南無妙法蓮華経」などといふ矛盾的表現も生れたのであろう」とある。庵谷行亨「日蓮聖人における教 「南無妙法蓮華経の五字七字」というのである」等とある。また茂田井教亨『日蓮』その人と心』(春秋社、一九八四 字を加えて、七字の乗法の型において受容されている。(四-略) 法華経の純粋なる全一的把握の当所を直ちに指して

れた篤学の氏の信念の上の論文であるが、これは後に触れる。 と七字について」(『大崎学報』第一五二号、一九九六年三月)一~二三頁は、『平成新修日蓮聖人遺文集』を編集さ に至る考え方が問題とされねばならないのではなかろうか。米田淳雄「日蓮聖人の遺文に見る南無妙法蓮華経の五字 無妙法蓮華経の五字七字」についても同様に思われる。五字七字の最終的な見方は賛同できる表現であっても、そこ ム」(「御背資料」における「南無妙法蓮華経」解題)にある「教観相即の題目は即観の教・即教の観で表現される南 識した上で五字と七字の関係を考察していたのでは無いかと考える故である。これは「興風談所」の「御書システ 蓮教学研究』(平楽寺書店、一九八七年)三二五頁で「南無妙法蓮華経の五字七字の姿が、行法たる実践門における にほかならない』(一五頁) とあり「文底」の概念を用いているなど、全面的には首背できない。また北川前肇 「教相の観心」であった」等とあるのもそこに至る所を考えたい。即ち私見では聖人は五字と七字の区別を明確に認

- (3)庵谷行亭「五字」(立正大学日逛教学研究所編『日蓮聖人遺文辞典』教学篇』身延山久遠寺、二〇〇三年)三〇四
- (4)庵谷行亭「七字」同前四八八頁d
- (5) 株橋日涌『観心本尊鈔講義』法華宗宗務院、一九八七年、六四七頁
- (6)日蓮教学が教即観・観即教であるとは諸氏の論ずる所であり、結論としては肯定される。これは法体三重説では 説明が容易であるが、日蓮教学の根本を本門の三千即題目とする法体二重説では、どのような理解となるのであろう
- (7) 定遺七一二頁
- (8) 定遺七一九頁
- (9) 定選七九八~七九九頁
- (10) 定遺一〇八五百

- (11) 定遺一三一六頁
- (12) 定遺一三三七頁
- (13)定遺一六二九頁、日朝本
- (14)本文中に引用したものも含めてその個所を示す(頭書の番号は定遺番号、後者()は定遺頁数)。「妙法蓮華経 五字』については、四四『法華題目鈔』(三九一)、一○七『目妙聖人御書』(六四一)、一一八『観心本尊抄』(七○

二、七一一、七一六、七一八、七一九)、一二〇『妙一尼御返事』(七二二)、一二五『顕仏未来記』(七三八)、一四

五【法華取要抄】(八一〇、八一五、八一六)、一六四【新尼御前御返事】(八六四)、一七〇【曽谷入道殷許御書]

「法華経肝心題目の五字」とも、九六一、また九七一)、一八一『撰時抄』(一○一七、一○二四)、一八七『高橋入道 (九○二、なお九一○には「示五字」とも)、一七四【兄弟抄】(九三一)、一七六【種々御振舞御書】(九六二、なお

二)、二四二【四信御品鈔】(一二九八)、二五〇【四条金吾废御返事】(一三六二)、三七〇六【大田殷女房御返事』 殷御返事』(一○八四、一○八五)、一九一『妙心尼御前御返事』(一一○二)、二二三『報恩抄』(一二四一、一二四

(一七五五)である。「南無妙法蓮華経の七字」は、一四九『別当御房御返事』(八二七)、一七四『兄弟抄』(九三一)、

三一七『九郎太郎殿御返事』(一六〇三)がある。

(15) 定選三九一頁

(16) 定遺一八四四百

(17)定置六九八頁、平賀本

(18)「一大秘法」の語は『曽谷入道殿許御書』(定遺九〇〇、九〇二頁)に二回みえるのみである。

(19)「曽谷入道殿許御書」定置九〇二~九〇三頁

(20) 定避八一六頁

(21) 定遺七一七頁

- (22)私見では日連の本尊義は上行付嘱の教義の上に考えるべきであり、その正体は第一義的には題目、第二義的には 本尊ではないかと考える。拙著『日蓮遺文の思想的研究』(東方出版、二〇二二年)の第六・第七論文等参照。 本仏釈尊であり、その「為体」「形貌」は、上行付甌の場面であり、それを主たる原理として図顕されたのが曼荼羅
- (23) 定遺七一二百
- (24)山中喜八編・片岡善蔵発行『日蓮大型人御真蹟御本尊集』立正安国会、一九九〇年訂補四版。なお山上弘道「日 にも私見の如き見方は呈示されていない。 蓮大聖人曼荼羅本尊の相貌変化と法義的意義について」『興風』第一七号、二○○五年一二月、都守基一「日蓮図顕 大曼茶羅の考証」(小松邦彰・花野充道編著『日蓮の思想とその展開』シリーズ日蓮第二巻、春秋社、二〇一四年等
- (26)最近の文献としては、寺尾英智『日蓮聖人真蹟の形態と伝来』(雄山閣出版、一九九七年)、前掲山上弘道「日蓮 (25)中尾堯・寺尾英智編「図説日蓮聖人と法華の至宝 第一巻 曼荼羅本尊」同朋舎メディアプラン、二〇一二年
- 学の文献は、都守基一氏列挙の参考文献に詳しい。 大聖人曼茶羅本尊の相貌変化と法義的意義について」、前掲都守基一「日蓮図顕大曼茶羅の考証」がある。総じて先
- (27)「今日運は去"建長五年。四月二十八日より、今弘安三年監十二月にいたるまで二十八年が間、又他事なし。只 妙法運華経の七字五字を日本国の一切衆生の口に入 "とはげむ計"也。」定遺一八四四頁。 なお註⑩に同じ。
- (28) 定置九〇四頁
- (29)定遺三九一頁。なお註⑤に同じ。
- (30)「一部八巻二十八品を受持読誦し随喜護持等するは広也。方便品・寿景品等を受持し乃至護持するは略也。但一四 句偈乃至題目計,をとなうる者を誣持するは要也。広・略・要の中には題目は要の内なり。」定遺三九四~三九五頁。
- (31)前掲、株橋日涌『観心本尊鈔講義』六二二頁。また拙稿「『観心本尊抄』私見―佐渡塚原と一谷の間―」(前掲・ 拙著 【日蓮遺文の思想的研究】第一論文)。

「本門肝心於南無妙法遊華経五字」私考(大平宏龍)

- (32)「日蓮ハ広略ヲ捨テテ肝要ヲ好ム。所謂上行菩薩所伝ノ妙法蓮華経ノ五字也。」定遺八一六頁。
- (33)「爾ノ時ニ大覚世尊ハ寿量品ヲ演説シ、然シテ後ニ十神力ヲ示現シテ四大菩薩ニ付属シタマフ。其所属ノ法ハ何物 ゾヤ。法華経ノ中ニモ広ヲ捨テ略ヲ取リ、略ヲ捨テ要ヲ取ル。所謂妙法蓮華経之五字名体宗用教ノ五重玄也。」定遺

九〇二頁。先の『法華取要抄』『曽谷入道殿許御書』ともに上行付嘱の上の「要」である。

- <u>34</u> 注 (2) (4) 参照
- (35) 定遺八六七頁
- (36) 定遺七二一頁

(37) 定遺一二九八頁

- (38) 定遺一二四二~一二四四頁
- (39)定選一二四八頁
- (40)「事行南無妙法蓮華経五字」(定遺七一九頁)は「理具」に対する事行であるが、御題目は必ず口唱信行すべきも のとの前程による表現であろう。
- (41) 定遺九○四頁。註(28)に同じ。
- (42)拙稿「日蓮遣文における「口伝」考」(前掲、 拙著『日蓮遺文の思想的研究』第一〇論文)二二六頁、三三一頁
- (43)定遺八九五頁

(4)定遺九〇〇頁

- (45)定遺九〇二~九〇三頁。註(21)に同じ。
- (46)定遺九○二頁。前掲の如く、広略要は『法華題目鈔』は約行であり、『法華取要抄』『曽谷入道殿許御書』は約教
- であるのは、大方の理解する所であろう。

(47) 定遺八一六頁

- (48)定選七一七頁。註(23)に同じ。
- (4) 要法の経文について、『録内啓蒙』は「多多故畧之(引用者注、この所は真蹟本で口伝となっている)トハ具ニハ 本尊抄ノ如ク十神力結要付嘱等ノ文ヲ引玉フヘキヲ今畧シ玉ヘルナルベシ」(三一卷六九丁ヲ。本満寺本五七六頁)
- また高田忠忍『日蓮聖人遣文全集講義』第一四巻(ビタカ、一九七八年復刻版)一三九頁では「寿量品では色香味具 とは三大秘法抄(二〇五一)の劈頭に描ぐる所の神力品の要法の四句を指すか。猶を三大秘法鈔の講義参照」とあり、 とする。鈴木一成『日蓮聖人御遺文講義』第七卷(日本仏書刊行会、一九八〇年再版本)二六八頁では「口伝の経文

足の一大良薬の文、神力品では塔中別付の五重玄具足の如来一切所有之法(名)如来一切自在神力(用)如来一切秘

- 頁 a)、また法華経普及会編『真訓両読妙法蓮華経*開結』(平楽寺書店、二〇〇〇年)五〇二頁参照。 要之蔵(体)如来一切甚深之事(宗)皆於此経(教)宣示顕説の結要四句要法の文が挙げられるべきである。或は十 神力をも加ふべしと啓蒙師は言っておる」等とある。結要付属については【法華文句】一〇下(正蔵第三四卷一四二
- (50)本門序正流通は上行付嘱を教義とし実質は本門八品であることは拙稿「〝法華経は末法日蓮等が為〞私考」(前掲) 拙著『日蓮遺文の思想的研究』第一○論文)一六七~一八○頁など。
- (51)前揭、株橋日涌『観心本尊鈔講義』二〇六頁
- (52)【顕仏未来記】定遺七四○頁。この文は五字七字の関係を考えると理解しやすいのではないか。不軽菩薩と聖人に 鈔講義』八、三九五~三九七頁を参照。 ついての教学的解釈は、「弘経抄」第九八卷(隆全一○巻三八八、三九三、四○一頁)、また前掲株橋目涌「観心本尊
- (53) 定遺三九四頁。正蔵第九巻五九頁b。なお『守護国家論』(定遺一二七頁)では安楽行品「文殊師利是法華経於無 心本尊鈔講義」六四八頁以降の如く、語言陀羅尼をはじめ更に考えるべきことがあると思われる。 **扯国中乃至名字不可得聞」(正蔵第九巻三八五頁c)の引用がある。この題目口唱については、前掲の株橋日涌**
- (54)株橋日涌『法華宗名目』法華宗(本門流)宗務院、二〇〇七年増補版、九一~九二頁など。

「本門肝心於南無妙法邈華経五字」私考 (大平宏龍)

- (55) 庵谷行亭 「一大秘法」(前掲『日蓮聖人遺文辞典』教学篇]) 四○頁aでは「一大秘法の題目南無妙法蓮華経は教 法と行法の両意にあって用いられるがその本質は一である。」とするが、少し補足が必要であろう。
- (56) 定遺七一五頁
- (57) 前掲、株橋日涌『観心本尊鈔講義』五○九、一一五三頁など。また拙稿「`法華経は末法日蓮等が為、私考」(前 掲、拙著『日蓮遺文の思想的研究』第八論文)一八六頁など。
- (58) 定道七一五頁
- (9) 定遺一二九五頁

(60) 定選一二九五頁

- (6) 【本尊抄】でそもそもなぜ五重三段と「三段」を問題にされたかといえばそれは、法華経本門が流通正意であるこ との主張に意味があったと考えるべきではなかろうか。平田篤胤が法華経を薬の効能書のようなもので中味がないと
- を見落とした為の暴言と考えられる。真蹟今亡であるが『妙密上人御消息』には「二十八品は正しき事はわずかなり。 頁)取意)、それは反面、事実を言い当てたもので、実は法華経が流通正意であり、特に本門に於て実践を説いた点 批判したが(『出定笑語』三(鷲尾順敬編『日本思想闘諍史料』第八巻、名著刊行会、一九七〇年、一一九~一二〇
- 讃る言こそ多く候へと思食すべし」(定遺一一六九頁)とあって、これは正しく流通正意のことを述べたものと解さ
- (62)【弘経抄】第七巻(隆全一巻五○一頁)。この外『弘経抄』七九(隆全八卷五五三頁)に「当流唯授一人の口伝に **観ずれば、観妙を以て観妙を観ずるになるなり。」とあり、また七七卷(隆全八卷三〇七頁)では「今を以て昔を観** 本因妙名字信行観を以て所観の境と為し、今日所説の本門八品本因妙一念信解の信行観を以て能観の智と為して之を 尊上行の観心経なり。」とあり、又、弘経抄八一卷(隆金八卷六四三頁)に「本門は一向観心なり。夫れも過去久遠 云く、尓前迹門は教なり観なし。本門は教即観にして一向観なり。故に滅後の観心本尊と為すなり。されば本門は釈

「本門肝心於南無妙法蓮華経五字」私考(大平宏龍)

じ、観心を以て観心を観じ信行を以て信行を観ずる意なり」ともある。このような表現は多いが、つまりは、

通正意とは、観心(信行観心)を実践せしむる経ということである。

(63) 定遺七一二頁

(8)「南無に南無する」とは株橋日涌師の強調された所であった(拙著『日隆聖人を読む』東方出版、一九九三年、二 仮名)であり、南無するのは実相の理に対してということであろう。同抄は書誌的問題を含めて更に考求すべきもの に南無するなり」とあり、これは今の議論と同じように思われて興味深い。但し、台家の法華経は名仮体実(五字は **義口決】巻一(国書刊行会、二〇二二年、三八一頁以下)では「台家は妙法蓮華経に南無し、当宗は南無妙法蓮華経** 二三頁以下)。それは隆師のいう「観心を以て観心を観ずる」等に当る。なお松本修明編『日蓮聖人口決集

(付記)

と考える。

「観心本尊抄」など漢文体の場合、訓み下し文として引用した箇所がある。

〈キーワード〉 総名 五字・七字 要法の経文 本門流通